

保 護 者 様

東大和市立第三小学校
校 長 松延 康男

感染症による出席停止について

児童・生徒が裏面の感染症に感染した場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります（「出席停止」の場合には、欠席にはなりません）。

裏面の感染症と診断された場合は、下部の「登校届」の下線部分に保護者が記入し、登校の際に担任までご提出ください。

登 校 届

東大和市立第_____学校長 殿

_____月 _____日に、医療機関より下記の感染症と診断されました。加療の結果、医師より登校許可の診断が出されたため、登校いたします。

感 染 症 名 : _____

発 症 日 : _____年 _____月 _____日

出 席 停 止 期 間 : _____月 _____日 () ~ _____月 _____日 ()

医師が登校を許可した日 : _____年 _____月 _____日 () から登校可

受 診 医 療 機 関 : _____

_____年 _____月 _____日

_____年 _____組 氏名

保護者氏名

◎学校感染症の種類および出席停止期間の基準

感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1 は除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状況が良好になるまで
	風しん（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症、	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、ヘルパンギーナ、RS ウイルス感染症、带状疱疹、突発性発疹等）	